

資料7 「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」（令和7年7月1日公告）に係る入札説明書等に関する質問への回答（令和7年8月1日公表）

本資料は、「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」（令和7年7月1日公告）に係る入札説明書等に関する質問への回答（令和7年8月1日公表）のうち、令和8年7月10日に公表した「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」の入札公告に係る手続においても有効なもののみを抜粋したものです。有効でないものは削除したため、一部欠番が生じています。
なお、有効でないものには、修正を行ったものや入札説明書等において反映したものも含まれます。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■入札説明書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
1	5	第2章	5.	(2)				参考	基本方針や実施プランを踏まえたうえで、賑わいエリアの整備施設として例示があると理解しております。●●、△△（提案内容に関わる質問のため非公表）の施設が本事業の条件に合致するかをご教授ください。	評価に関する事項は事前にお示しできません。提案内容により判断します。
2	10	第3章	1.	(2)	ウ.	(ア)		J Vに関する要件	甲型乙型併用 J Vの場合、各個別業務だけでなく施工業務を建築と土木、設計業務を建築と土木に分けた形式で乙型 J Vを組成しても可と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、入札参加グループで1つの共同企業体を組成する必要があります。
3	10	第3章	1.	(2)	ウ.	(ア)	a.	J Vに関する要件	JVに関する要件にて【施工業務にあたる者のうち、建築分野を担当する者～代表構成企業とする乙型JV及び又は甲型乙型併用JVとすること】と記載がありますが設計業務を行う設計者のJVは乙型の協定書を施工者と別に作成すると考えてよろしいでしょうか。（出資比率などないため）	業務ごとに作成するのではなく、入札参加グループで1つの協定書を作成してください。 入札参加グループ内に分担業務を共同で行う構成企業がある場合は、資料6－2【甲型乙型併用】共同企業体の構成に関する協定書（案）を参考にしてください。
9	20	第3章	3.	(16)				入札保証金	入札保証金の取扱いについて、契約保証金とは別途なのでしょうか、振替なのでしょうか。	入札保証金と契約保証金は異なります。 入札保証金は入札に参加しようとする者が入札の際に納付する保証金です。一方、契約保証金は本契約の成立と同時に落札者（S P Cを設立する場合はS P C）が納付する保証金です。 入札保証金は落札者からの申出により契約保証金に充当することができます。ただし、入札保証金について、納付又は担保の提供を行った場合に限りです。 詳細は奈良県契約規則（昭和39年奈良県規則第14号）の第4条、第10条、第11条、第19条及び第20条をご確認ください。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

■入札説明書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
10		別紙2		(1)				物価変動に伴う契約代金の改定	別紙2「物価変動に伴う契約代金の改定」(1)には、物価変動による契約代金の改定について、「2か月未満である場合は請求することはできないものとする」との規定があります。 しかしながら、昨今の状況を踏まえると、本条項についてはぜひ削除をご検討いただきたくお願い申し上げます。 現在、建設業界および物流業界では、深刻な人材不足と資材不足が常態化しており、資材や人員の安定的な確保が非常に難しくなっております。こうした状況では、直前まで手配していた資材や労働力が調達できず、工期を守るために市場価格が高い代替資材や緊急手配の労務を調達せざるを得ないケースが多く発生しています。その結果、短期間であっても実際の支出は大きく増加し、事業実行段階でのコスト負担が事業者に偏る事態となります。 今回の本事業は、契約予定金額が334億円という極めて大規模なプロジェクトです。事業規模が大きい分、物価変動の影響は指数的に拡大します。たとえ1%未満の変動であっても、全体でみれば数億円単位の実質的なコスト増になる可能性があります。その負担は事業者の経営リスクを大きく押し上げることとなります。 本来であれば、物価変動が発生した際には、速やかに契約代金に反映できる仕組みがリスク管理上求められます。しかし、現行の「2か月未満は請求不可」という規定では、実際に発生したコスト増を請求できず、受注者側が全額を負担することになります。これを避けるためには、事前に予備費を多めに積む必要があり、その分、入札時の見積価格にリスク分が上乗せされることとなります。結果的に、全体の事業コストが本来よりも高くなることは、発注者側にとっても望ましい状況ではありません。 本事業のように社会的にも影響力の大きい案件においては、調達リスク・物価変動リスクについて、できる限り実態に即した対応を行うことが、円滑な事業推進と適正価格形成の両面で重要であると考えております。 つきましては、「2か月未満である場合は請求することはできないものとする」という規定について、ぜひ削除をご検討いただきますようお願い申し上げます。 なお、もし削除が困難な場合でも、期間要件の緩和や、特例的な運用についてご教示いただけますと幸甚に存じます。	入札説明書のとおりとします。
11		別紙2		(2)				契約代金の改定方法	別紙2「物価変動に伴う契約代金の改定」(2)には、「差額のうち変動前残契約代金額の1,000分の10を超える額について契約代金の改定額を定める」との記載があります。この規定は、物価変動による契約代金の改定について、変動前残契約代金額の1%以内であれば改定を行わず、1%を超えた場合のみ超過部分について改定する、いわゆるスライド限界の設定と理解しております。 しかしながら、近年の資材費や人件費の動向を考慮すると、1%以内の変動であっても事業全体において実質的な負担が累積し、受注者側の経営に影響を及ぼすケースが多く見受けられます。こうした小刻みな物価変動を受注者のみが負担する仕組みは、公共事業におけるリスク分担の観点からも適切とは言い難く、健全な契約関係の構築に支障を来す恐れがあります。 また、公共事業全体の調達環境を見渡すと、物価変動に応じたスライドについては原則全額を反映する事例が増えており、今回の規定が残ることで、他事業との間で不公平感が生じる可能性も懸念されます。さらに、1%判定を行うための事務手続きや確認作業は、結果として発注者・受注者双方における事務負担を増やす場合もあります。あらかじめ全額をスライド適用とすることで、判断基準が明確化され、業務の平準化にもつながると考えております。 加えて、物価変動リスクが一方向的に受注者に転嫁される状況では、各社がリスクを見越して高めの価格を設定する傾向が強くなり、結果として競争性の低下や適正価格形成の阻害につながるおそれもございます。今回のスライド限界の設定を撤廃することで、過度なリスクマージンを抑えた、より現実的かつ競争力のある価格提案が可能になると考えております。 以上の理由から、「変動前残契約代金額の1,000分の10を超える額についてのみ契約代金の改定額を定める」とする規定につきましては、ぜひ削除をご検討くださいますようお願い申し上げます。もし削除が困難な場合でも、閾値の緩和などの措置について、ご教示いただけますと幸甚に存じます。	入札説明書のとおりとします。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■入札説明書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
13		別添資料	2 1 7						廃棄物集積場の駐車場の課金方法はコイン式洗車と考え、C工事として宜しいでしょうか。	コイン式洗車機（高圧洗浄機）を本事業にて2台設置することを想定しています。
14		別添資料	1 8 - 1						各諸室に関して、機能を満たしたうえで、棟と階数構成の変更提案は可能でしょうか。	第4章2（3）諸室配置計画の階数構成を満たしたうえでの提案は可能です。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問内容	回答
1	4	第1章	4.	(2)	イ. ウ.		設計業務、 工事監理業務	イ. 設計業務は、施工業務等に伴う基本設計・実施設計業務と記載されておりますが、施工業務等の等には解体業務も含まれると考えて宜しいでしょうか。 ウ. 工事監理業務も、施工業務等の等には解体業務も含まれると考えて宜しいでしょうか。	第1章4（2）イ及びウの施工業務等の等には解体業務は含まれません。解体業務に関する設計及び工事監理はオ. 解体業務（現市場敷地）の一部として位置付けており、第3章1（4）ウ. 業務体制図のイメージに記載のとおりです。
2	8	第1章	5.	(3)			適用要綱・各種基準等	適用要綱・各種基準等に積算基準として【官庁施設の設計業務等積算基準、積算要綱】と記載がありますが、本業務はPFI法に基づく、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設を行う公共事業の手法と理解しており、各種積算は民間企業独自の積算方法で工事内訳明細書を作成することとで宜しいでしょうか。	第3章3（1）ウ（ア）に記載のとおり、公共工事内訳書標準書式を基本とし、それによりがたい場合は、県と協議のうえ決定することとしています。
3	7	第1章	5.	(3)			適用要綱・各種基準等	適用要綱・各種基準等に記載されている各種積算基準につきまして、民間ノウハウを活用することが本事業の本分であると認識しているため民間企業による見積とさせていただきますののですがいかがでしょうか。	第3章3（1）ウ（ア）に記載のとおり、公共工事内訳書標準書式を基本とし、それによりがたい場合は、県と協議のうえ決定することとしています。
4	15	第2章	1.	(2)			供給処理施設の概要	電気の引込みにおいて、「青果水産加工工場は別引き込み」とありますが、「別添資料24 インフラ整備計画（給排水、ガス、電気）」には記載がありません。上記記載はどのように考えれば良いでしょうか。	現状の青果水産加工工場は別棟で後施工されており電気は別引き込みですが、再整備後の電気は一括受電を想定しています。
6	17	第2章	1.	(3)	キ.		工事中のローリング計画及び工事条件	「(エ)工事中、2号及び3号進入路から既存施設及び仮設建築物等への市場関係車両の動線を確保すること」とありますが、3号進入路周辺の水路改修工事やインフラ整備工事、位置指定道路工事の施工中の通行止めの期間は、2号進入路が通行できれば問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、可能な限り通行止め期間が短くなるように計画してください。
7	25	第3章	1.	(4)	エ.		業務体制の作成	業務責任者の内、施工業務責任者が現場代理人を兼務することは可能でしょうか。可能であれば、監理技術者は別途選任する予定です。	第3章3（4）ウ（イ）に記載のとおり、施工業務において業務責任者、監理技術者（建築）及び現場代理人は兼務が可能です。
8	33	第3章	3.	(1)	ウ.	(ア)	コスト管理に関する基本的考え方	内訳明細書について、「公共工事内訳明細書標準書式」による内訳明細書によりがたい場合は、県と協議となっておりますが、本業務はPFI法に基づく民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設を行う公共事業の手法と理解しており、各種積算は民間企業による見積をベースとすると考えて宜しいでしょうか。	第3章3（1）ウ（ア）に記載のとおり、公共工事内訳書標準書式を基本とし、それによりがたい場合は、県と協議のうえ決定することとしています。
9	43	第3章	3.	(3)	ア.	(イ)	工事監理業務に関する基本事項	工事監理者の定義はありませんが、業務責任者、管理技術者、又は担当技術者、いずれでしょうか。	工事監理者は、建築基準法及び建築士法に規定されるものであり、業務責任者、管理技術者、又は担当技術者のいずれかを特定するものではありません。
10	45	第3章	3.	(4)	イ.	(ウ)	施工業務範囲	「施設整備の実施に伴い発生する電気引き込み負担金・給水負担金、給水加入金及び下水道負担金等の各種負担金」について、現況の負担金、および現在想定されている負担金を御教示ください。	現況の負担金はありません。新たに電気や給排水を引き込むに当たって必要となる負担金を想定しています。 電気については、受電引込線の更改の際に配線更新工事が発生した場合は、常用線は関西電力送配電（株）負担、予備線は受注者負担です。計画する際には事前に関西電力送配電（株）と協議してください。 給水については奈良県広域水道企業団と、排水については大和郡山市下水道推進課と協議してください。
11	57	第3章	3.	(6)	ア.		移転業務に関する基本事項	各棟の引っ越しは2か月と考えてよろしいでしょうか。	各施設引き渡し後、市場事業者による内装工事等を含めて引っ越し期間として約2～3か月を想定しています。
12	73	第4章	3.	(1)			各種計画 車路スロープ ランプウェイ	「下階を室として利用する場合は、アスファルト防水を設けること。」とありますが、防水の仕様は必要に応じて提案は可能でしょうか。	下階を室として利用しない場合は、提案可能です。
13	73	第4章	3.	(1)			排水機場	排水機場の大規模改修について、設備工事としてポンプ更新工事等が含まれていますが、既存のポンプのメーカーをご教示ください。	クボタ環境エンジニアリング株式会社です。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問内容	回答
14	73	第4章	3.	(1)			排水機場	排水機場の大規模改修について、今回の要求水準の修正にて外壁改修工事の内容をご教示いただきましたが、内装改修工事の内容につきましても同様にご教示いただけますようお願いいたします。	環境配慮工事に伴う内装改修工事（内装材の補修等）として、グラスウールボード撤去（約608㎡）、ジュラクサテン吹付撤去（約39㎡）並びに操作室（壁約78㎡）、作業員控室（壁約32㎡）、便所（床約2㎡・天井約2㎡）、湯沸室（壁約14㎡・天井約3㎡）及び踏込（天井約2㎡）のみなし撤去に伴う同等程度の復旧を想定しています。
15	73	第4章	3.	(1)			排水機場	排水機場についての要求事項の記載がありますが、参考数量や仕様等を提示していただくことは可能でしょうか。各グループの提案に委ねる場合、コスト面で不整合が生じると想定します。	環境配慮工事に伴う内装改修工事（内装材の補修等）として、グラスウールボード撤去（約608㎡）、ジュラクサテン吹付撤去（約39㎡）並びに操作室（壁約78㎡）、作業員控室（壁約32㎡）、便所（床約2㎡・天井約2㎡）、湯沸室（壁約14㎡・天井約3㎡）及び踏込（天井約2㎡）のみなし撤去に伴う同等程度の復旧を想定しています。
16	73	第4章	3.	(1)			排水機場	排水機場の建築改修内容を指示ください。	環境配慮工事に伴う内装改修工事（内装材の補修等）として、グラスウールボード撤去（約608㎡）、ジュラクサテン吹付撤去（約39㎡）並びに操作室（壁約78㎡）、作業員控室（壁約32㎡）、便所（床約2㎡・天井約2㎡）、湯沸室（壁約14㎡・天井約3㎡）及び踏込（天井約2㎡）のみなし撤去に伴う同等程度の復旧を想定しています。
17	73	第4章	3.	(1)			防災計画・災害対策	大地震時などの災害時においても（中略）機能を維持できる計画とすることとありますが、要求水準は「官庁施設の基準」の「Ⅲ類」のため、耐震性能は「人命確保」で宜しいですか。	お見込みのとおりです。
18	74	第4章	3.	(2)			屋根・屋上	太陽光パネル後付けとありますが、想定している単位面積当りのパネル重量を御教示願います。 また、建物側電気設備に接続する電圧についても御教示ください。	一般的な単結晶パネルの重量を想定してください。また、6600Vを想定しています。
19	74	第4章	3.	(2)			外壁	「ALC版下地防水形複層仕上塗材程度とすること。」とありますが、断熱性能を確保すれば提案は可能でしょうか。	断熱性能に加えて、耐久性や防水性、弾性、耐候性等を総合的に勘案して同等程度の性能を有するか判断しますが、提案は可能です。
20	88	第4章	5.	(3)	イ.	(ア)	一般事項	「サーバー、スイッチ等のネットワークを構成する機器を計画」とありますが、仕様をご提示ください。 今後の協議による場合は、仕様が不明となり、金額算出ができないため、別途工事にはできないでしょうか。	ネットワーク構成の仕様としては、中央監視制御設備用ネットワーク（LAN）及び電力設備監視用ネットワーク（LAN）はインターフェース（1000Base-T）、市場統合管理システム設備用ネットワーク（インターネットVPN）、新施設全体で無線LANサービスが提供可能とするネットワーク（インターネット）及び県情報通信基礎整備設備（行政ネットワーク（LGWAN））はインターネット（10GBase-T想定）を想定しています。
21	88	第4章	5.	(3)	イ.	(イ)	県情報通信基礎整備設備	別途事業にて既存管理棟から管理関連棟へ移転する「サーバーールーム内通信業者終端装置」より、「県管理事務所、県中央卸売市場再整備推進室及び県食品衛生検査所に専用回線を引込むこと。」とありますが、専用回線はLANケーブルCAT6A×1を接続する想定で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	88	第4章	5.	(3)	イ.	(ウ)	市況等掲示設備	市況等掲示設備の仕様をご提示ください。今後の協議による場合は、仕様が不明となり、金額算出ができないため、別途工事にはできないでしょうか。	市況等掲示設備の仕様は、モニターサイズ100インチ程度、1台を想定しています。
23	88	第4章	5.	(3)	ウ.		市場統合管理システム設備	市場統合管理システム設備の仕様をご提示ください。 全体構成は検討中とあるため、仕様が不明であれば、金額算出ができないため、別途工事にはできないでしょうか。	市場統合管理システムについて、全体構成は検討中ですが、本事業での導入内容は要求水準書のとおりとします。
24	101	第4章	6.	(4)	ウ.	(オ)	給水設備	(オ)、(カ)に受水タンクの記載がありますが、これはローリング計画等で示されている受水槽と同じものを意味しているでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	101	第4章	6.	(4)	ウ.	(オ)	給水設備	受水タンク（もしくは受水槽）については、地上での設置でしょうか、地下に埋設するのでしょうか。	地上での設置を想定しています。
26	105	第4章	7.	(1)			敷地内通路	1号進入路の車道幅員(1車線あたり)、路肩の幅員をご教示ください。	車道幅員は8m（1車線4m）、路肩幅員は必要に応じて設定することを想定しています。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問内容	回答
27	105	第4章	7.	(1)			敷地内通路	1号進入路の歩道について、その有無、また歩道有りの場合、両側又は片側のいずれか、その場合の歩道幅員についてご教示ください。	歩道は両側に2mを想定しています。
29	106	第4章	7.	(1)			建築基準法上の道路	車道幅員(1車線あたり)、路肩の幅員をご教示ください。	車道幅員は8m（1車線4m）、路肩幅員は必要に応じて設定することを想定しています。
30	106	第4章	7.	(1)			建築基準法上の道路	歩道の有無について、また歩道有りの場合、両側又は片側のいずれか、その場合の歩道幅員についてご教示ください。	歩道は両側に2mを想定しています。
31	106	第4章	7.	(1)			駐車場	参考資料3.現況測量図のうち、「R4北側地区測量業務委託」の成果品にNO.8～NO.10の横断面を追加していただきましたが、PDFデータは測点NO.8～NO.10の断面ですが、CADデータ(sfcファイル)は測点NO.18～NO.20の断面となっています。測点NO.8～NO.10断面のCADデータは提供していただけるのでしょうか。	提供します。
32	106	第4章	7.	(1)			駐車場	北側用地は先行して仮造成まで暫定で整備されますが、その際には工事区域内の用水路も整備されると想定していますが、その整備は本設ですか仮設ですか、仮設の場合、その構造物はどのような形状になりますか、ご教示ください。	別添資料1-1に記載の用排水施設は、北側用地暫定整備事業において本設で整備することを想定しています。
33	106	第4章	7.	(1)			駐車場	北側用地の駐車場と国道25号沿いの南側水路との間が、用地境界と想定していますが、詳細な用地境界資料は提供していただけるのでしょうか。	北側用地の駐車場と国道25号沿いの南側水路との間が用地境界です。なお、詳細な用地境界資料は、受注者に提供します。
34	106	第4章	7.	(1)			駐車場	北側用地の駐車場と国道25号沿いの南側水路との間には、擁壁工が必要と想定していますが、先行する暫定整備工事で施工されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	106	第4章	7.	(1)			駐車場	北側用地の駐車場は路床改良が必要と想定していますが、先行する暫定整備工事で施工されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	106	第4章	7.	(1)			駐車場	北側用地駐車場の表面排水の流末は、東側の調整池もしくは北側水路のいずれに接続すればよいのかご教示ください。	調整池への接続を想定しています。なお、北側用地駐車場の表面排水側溝は、北側用地暫定整備事業において整備することを想定しています。
37	106	第4章	7.	(1)			駐車場	参考資料7「道路計画説明図」に示された、北側用地駐車場の南西隅に計画されている青果パレット置場①(約384m ²)の位置と面積は、計画するに当たっての遵守すべき条件という理解でよろしいでしょうか。	青果パレット置場①(約384m ²)の位置と面積は遵守すべき条件ではありません。配置場所は市場エリアとし、可能な限り青果卸売場から利便性が良い場所に配置してください。なお、青果パレット置場(約884m ²)のうち、青果パレット置場②で約500m ² 以上確保し、不足分を青果パレット置場①で確保する想定です。
38	107	第4章	7.	(1)			駐車場	一般車駐車場の要求水準は、普通自動車1,120台となっていますが、駐車ますの大きさを決めるにあたっての設計対象車両は、参考資料7「道路計画説明図」に記載の「幅2500×奥行5000」でいいのでしょうか。それとも「駐車場設計・施工指針同解説」における「小型乗用車(長さ5.0m、幅員2.3m)」または「普通乗用車(長さ6.0m、幅員2.5m)」のいずれかと考えればよろしいでしょうか、ご教示ください。	駐車ますの大きさは、幅2500mm×奥行5000mmを想定しています。
39	108	第4章	7.	(1)			既存水路改修	既設の東側水路は佐保川堤防の法尻付近に設置されていますが、河川区域及び河川保全区域の範囲をご教示ください。また、いずれかの区域に入る場合、河川管理者(国土交通省大和川河川事務所)から示された施工条件をご教示ください。	佐保川には河川保全区域は設定されていないため、河川区域参考図を別添資料2-2に追加します。東側水路は河川区域及び河川保全区域に含まれません。
40	108	第4章	7.	(1)			既存水路改修	既設の東側水路には、水路の左右を行き来できるコンクリート製の床版が複数箇所架けられていますが、改修後も同数、同等の床版を復旧する必要がありますか。同数、同等で無い場合はその条件をご教示ください。	コンクリート製の床版は必要であり、同数、同等を想定しています。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問内容	回答
41	108	第4章	7.	(1)			既存水路改修	既設の水路(西側、南側、東側)は農業用水として利用されていますか。利用されている場合、工事の施工時期に関しての条件はありますか、あればその条件をご教示ください。	既存水路(西側)は農業用水として利用されています。施工時期としては、灌漑期を避けてください。また、既存水路(南側、東側)は農業用水として利用されていないため、灌漑期を避けていただく必要はありません。なお、詳細な施工時期については地元との協議が必要です。
42	109	第4章	8.				既存樹木、植栽等	「なお、市場外周樹木については、」から以下に伐採済みであり、伐採予定であると記載されておりますが、処分も済みと考えて宜しいでしょうか。	伐採樹木は、原則としてチップperで処理し、市場内に残置します。ただし、チップperで処理できない伐採樹木は、丸太のまま市場内に残置することを想定していますので、本事業にて伐採抜根を実施する既存樹木及び緑地等とともに撤去処分してください。
43	110	第4章	8.				P C Bを含む機器類の処理	令和6年度にP C B含有調査を実施している。調査済み機器については、入札説明書等の公表時に示す。とありますが、何処にあるのでしょうか。	P C B含有調査の調査報告表を別添資料29に追加します。また、調査報告表に記載されたP C B含有機器については、別途事業にて令和8年度末までの処分を予定しています。
44		別添資料	8				ローリング計画図・工事中の動線計画図	STEP6～STEP7において、バナナ加工場の移転先が記されておりましたが、バナナ加工場は新築建築物のどこに配置される予定でしょうか。	バナナ加工場の機能は、整備後の青果卸売場に含まれ、必要な設備は市場事業者が自ら設置するため、本事業での整備は不要です。
45		別添資料	8				ローリング計画図・工事中の動線計画図	STEP6～STEP7において、コンテナ倉庫の移転先が記されておりましたが、コンテナ倉庫は新築建築物のどこに配置される予定でしょうか。	コンテナ倉庫は、廃止される想定です。
46		別添資料	8				ローリング計画図・工事中の動線計画図	貴県想定ローリング計画ではSTEP7で上水施設の解体が計画されていますが、公営水道への切り替えが完了していれば、早期に解体することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
47		別添資料	18				諸室の要求水準	4/10ページにて、水産仲卸部門の個別店舗・仲卸オープン店舗・水産買荷保管所のその他欄に定温管理ゾーンと記載がありますが、どのエリアが含まれるかご教示ください。	別添資料25空調制御ゾーニングイメージ(市場棟水産物部1階)のとおりです。
48		別添資料	18				諸室の要求水準	7/10ページにて、関連商品売り場-1(加工場対応)の配置条件に記載がある関連用駐車場とはどこを指しているかご教示ください。またそのエリアに何台設置を想定されていますか。	関連用駐車場の場所の指定はありませんが、関連商品売場から離れすぎない位置に計画してください。また、関連用駐車場のみの台数の条件はありませんが、第4章7(1)駐車場に記載している条件を満たすように計画してください。
49		別添資料	18				諸室の要求水準	8/10ページにて、管理事務所部門である管理事務所車庫/平面倉庫が廃棄物集積所に設置されている理由をご教示ください。	スペース確保の都合上、管理事務所部門である管理事務所車庫/平面倉庫は現在記載の箇所となっています。なお、市場事業者との協議により決定したものではありませんので、提案可能です。
50		別添資料	20				備品リスト	1-①-1: 青果水産加工場B棟 No.10 製氷機につきまして H 3.5(m) と記載があるのですが、単体でしょうか。	製氷機と貯氷庫が一体となっています。設置当初、現地で組み立てたものであると推測されます。
51		別添資料	20				備品リスト	1-①-1: 青果水産加工場B棟 No.12 冷凍室とありますが、これは部屋ということでしょうか、それとも単体でしょうか。単体であれば型式番号をお教え頂けますでしょうか。	ブレハブ冷凍庫です。設置当初、現地で組み立てたものであると推測されます。型式番号は不明です。
52		別添資料	20				備品リスト	1-①-2: 青果水産加工場A棟 No.1 備え付け冷凍庫とありますが、これは中にある棚等を移設先に移動するという解釈でよろしいでしょうか。	第3章3(6)オ(ウ)d(b)において、「原則、市場関係者の所有する備品(商品、移転に制限のある備品を除く)については全て移転することとするが、構造上移転できない備品の機能については、受注者が仮設建築物等に同等仕様で整備を行い、市場関係者の営業に支障を来さないように計画すること。」としています。なお、備え付け冷凍庫については、仮設建築物等へ移転する場合は新設することを想定していますが、新設もしくは移設については、調査結果に基づき計画してください。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問内容	回答
53		別添資料	20				備品リスト	1-①-4：青果水産加工場B棟 No. 18に片引きドアとありますが、これは既存の片引きドアを取り外して移転先に運び、取り付けるということでしょうか。	第3章3（6）オ（ウ）d（b）において、「原則、市場関係者の所有する備品（商品、移転に制限のある備品を除く）については全て移転することとするが、構造上移転できない備品の機能については、受注者が仮設建築物等に同等仕様で整備を行い、市場関係者の営業に支障を来さないように計画すること。」としています。 なお、片引きドアについては、仮設建築物等へ移転する場合は新設することを想定していますが、新設もしくは移設については、調査結果に基づき計画してください。
54		別添資料	20				備品リスト	1-①-4：青果水産加工場B棟 No. 19にサッシとありますが、これは既存のサッシを取り外して移転先に運び、取り付けるということでしょうか。	第3章3（6）オ（ウ）d（b）において、「原則、市場関係者の所有する備品（商品、移転に制限のある備品を除く）については全て移転することとするが、構造上移転できない備品の機能については、受注者が仮設建築物等に同等仕様で整備を行い、市場関係者の営業に支障を来さないように計画すること。」としています。 なお、サッシについては、仮設建築物等へ移転する場合は新設することを想定していますが、新設もしくは移設については、調査結果に基づき計画してください。
55		別添資料	20				備品リスト	1-①-4：青果水産加工場B棟 No. 20に東洋シャッターとありますが、これは既存のシャッターを取り外して移転先に運び、取り付けるということでしょうか。	第3章3（6）オ（ウ）d（b）において、「原則、市場関係者の所有する備品（商品、移転に制限のある備品を除く）については全て移転することとするが、構造上移転できない備品の機能については、受注者が仮設建築物等に同等仕様で整備を行い、市場関係者の営業に支障を来さないように計画すること。」としています。 なお、シャッターについては、仮設建築物等へ移転する場合は新設することを想定していますが、新設もしくは移設については、調査結果に基づき計画してください。
56		別添資料	20				備品リスト	1-①-4：青果水産加工場B棟 No. 21に蛍光灯とありますが、これは既存の蛍光灯を取り外して移転先に運び、取り付けるということでしょうか。	第3章3（6）オ（ウ）d（b）において、「原則、市場関係者の所有する備品（商品、移転に制限のある備品を除く）については全て移転することとするが、構造上移転できない備品の機能については、受注者が仮設建築物等に同等仕様で整備を行い、市場関係者の営業に支障を来さないように計画すること。」としています。 なお、蛍光灯については、仮設建築物等へ移転する場合は新設することを想定していますが、新設もしくは移設については、調査結果に基づき計画してください。
57		別添資料	20				備品リスト	1-①-4：青果水産加工場B棟 No. 22に会議室とありますが、これは何を移転させるのでしょうか。中2Fにコンテナハウスのようなものがあり、それごと移転させるということでしょうか。移転させる場合、物理的に移転は可能なのでしょうか。移転させる対象物、もしくは備品の内容をご教授ください。	第3章3（6）オ（ウ）d（b）において、「原則、市場関係者の所有する備品（商品、移転に制限のある備品を除く）については全て移転することとするが、構造上移転できない備品の機能については、受注者が仮設建築物等に同等仕様で整備を行い、市場関係者の営業に支障を来さないように計画すること。」としています。 なお、No. 22：会議室、No. 28：蛍光灯、No. 29：ドア、No. 30：階段については、仮設建築物等へ移転する場合は新設することを想定していますが、新設もしくは移設については、調査結果に基づき計画してください。また、No. 23～No. 27は移設を想定していますが、新設も可能です。
58		別添資料	20				備品リスト	1-①-4：青果水産加工場B棟 No. 31 冷蔵庫 数量1とあるのですが、単体でしょうか、単体であれば、メーカー名及び型式番号をお教え頂けますでしょうか。	ブレハブ冷蔵庫です。設置当初、現地で組み立てたものであると推測されます。メーカー名及び型式番号は不明です。
59		別添資料	20				備品リスト	1-①-4：青果水産加工場A棟 No. 52 冷凍庫 数量1とあるのですが、単体でしょうか、単体であれば、メーカー名及び型式番号をお教え頂けますでしょうか。	ブレハブ冷凍庫です。設置当初、現地で組み立てたものであると推測されます。メーカー名及び型式番号は不明です。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問内容	回答
60		別添資料	20			備品リスト	1-①-4：青果水産加工場A棟 No. 54 冷蔵庫 数量1とあるのですが、単体でしょうか、単体であれば、メーカー名及び型式番号をお教え頂けますでしょうか。	ブレハブ冷蔵庫です。設置当初、現地で組み立てたものであると推測されます。メーカー名及び型式番号は不明です。
61		別添資料	20			備品リスト	1-①-4：青果水産加工場A棟 No. 56 冷蔵庫 数量1とあるのですが、単体でしょうか、単体であれば、型式番号をお教え頂けますでしょうか。	ブレハブ冷蔵庫です。設置当初、現地で組み立てたものであると推測されます。型式番号は不明です。
62		別添資料	20			備品リスト	1-①-5：青果水産加工場B棟 No. 3 冷凍庫 数量1とあるのですが、単体でしょうか、単体であれば、メーカー名及び型式番号をお教え頂けますでしょうか。	ブレハブ冷凍庫です。設置当初、現地で組み立てたものであると推測されます。メーカー名及び型式番号は不明です。
63		別添資料	20			備品リスト	1-①-5：青果水産加工場B棟 No. 4 冷蔵庫 数量1とあるのですが、単体でしょうか、単体であれば、メーカー名及び型式番号をお教え頂けますでしょうか。	ブレハブ冷蔵庫です。設置当初、現地で組み立てたものであると推測されます。メーカー名及び型式番号は不明です。
64		別添資料	20			備品リスト	1-①-7：青果水産加工場A棟 No. 1 製氷機 W 2(m) D 2(m) H 4(m)と記載されているのですが、単体で間違いはないでしょうか。	製氷機と貯氷庫が一体となっています。設置当初、現地で組み立てたものであると推測されます。
65		別添資料	20			備品リスト	1-②：廃棄物集積場 No. 2 スーパーハウス とあるのですが、中身は移設対象となりますでしょうか、移設対象であれば品名をお教え頂けますでしょうか。	No. 3～No. 10は移設を想定していますが、新設も可能です。
66		別添資料	20			備品リスト	1-④-1：卸売場棟 No. 5 冷蔵冷凍庫 数量1とあるのですが、単体でしょうか、単体であれば、メーカー名及び型式番号をお教え頂けますでしょうか。	ブレハブ冷蔵冷凍庫です。設置当初、現地で組み立てたものであると推測されます。メーカー名及び型式番号は不明です。
67		別添資料	20			備品リスト	1-④-1：卸売場棟 No. 14 冷蔵庫 数量1とあるのですが、単体でしょうか、単体であれば、メーカー名及び型式番号をお教え頂けますでしょうか。	ブレハブ冷蔵庫です。設置当初、現地で組み立てたものであると推測されます。メーカー名及び型式番号は不明です。
68		別添資料	20			備品リスト	1-④-2：卸売場棟 No. 2 冷凍庫 数量1とあるのですが、単体でしょうか、単体であれば、メーカー名及び型式番号をお教え頂けますでしょうか。	ブレハブ冷凍庫です。設置当初、現地で組み立てたものであると推測されます。メーカー名及び型式番号は不明です。
69		別添資料	20			備品リスト	1-④-4：卸売場棟 No. 1 冷蔵庫・冷凍庫 数量1とあるのですが、単体でしょうか、単体であれば、メーカー名及び型式番号をお教え頂けますでしょうか。	ブレハブ冷蔵庫・冷凍庫です。設置当初、現地で組み立てたものであると推測されます。メーカー名及び型式番号は不明です。
70		別添資料	20			備品リスト	P37のリスト中にある「ジオラマ模型」は、要求水準P41の完成模型と同義と考えてよろしいでしょうか。	備品リストNo. 157のジオラマは、本事業完了時の市場の模型であり、再整備後の見学者コーナー等での展示を想定しています。また、要求水準書に記載の完成模型は実施設計完了時の市場の模型であり、これにより設計イメージを確認することを想定しています。
71		別添資料	20			備品リスト	2-①：管理棟、特高棟、守衛所A No. 157のジオラマについてですが、要求水準書P41に記載のある【完成模型】のことで宜しいでしょうか。	備品リストNo. 157のジオラマは、本事業完了時の市場の模型であり、再整備後の見学者コーナー等での展示を想定しています。また、要求水準書に記載の完成模型は実施設計完了時の市場の模型であり、これにより設計イメージを確認することを想定しています。
72		別添資料	20			備品リスト	P37展示パネルについて、展示物のデザイン（文字解説や図版、グラフィックデザインなど）は含まないと考えてよろしいでしょうか。	展示物のデザイン提案、コンテンツ提案を含みます。
73		別添資料	20			備品リスト	運送保険を付保するにあたり、冷蔵庫・冷凍庫等の使用年数（製造年）の情報が必要になります。冷蔵庫・冷凍庫等の使用年数（製造年）の情報ご教授ください。（使用年数によっては付保出来ない場合があります）	現時点では、冷蔵庫・冷凍庫等の使用年数（製造年）は不明です。備品リストに記載の冷蔵庫・冷凍庫等については、仮設建築物等へ移転する場合は新設することを想定していますが、新設もしくは移設については、調査結果に基づき計画してください。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問内容	回答
74		別添資料	2 4				インフラ整備計画（給排水、ガス、電気）	インフラのうち、電気は「水産物部冷蔵庫及び賑わいエリアは別引き込み」とありますが、電力会社と協議済みでしょうか。	関西電力送配電(株)と水産物部冷蔵庫及び賑わいエリアどちらも別引込は可能であることは協議済みです。今後計画が決まり次第詳細な協議を進めていく予定です。
75		参考資料	2				図面リスト（既存施設）	参考資料2の図01-8及び9に鑿井工事報告書（1号井及び2号井）がありますが、位置は図01-7の位置図にある第1取水井と第2取水井と考えてよろしいでしょうか。 また、第1取水井の近くに試掘井がありますが、撤去済で撤去する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	1号井及び2号井の位置については、お見込みのとおりです。試掘井については、存置されており、本事業にて、撤去のうえ土壌や水脈に影響が無いよう適切に埋戻しを行ってください。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

■落札者決定基準に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	2	2.	(1)		落札決定までの審査手順	審査部会の所掌範囲に【価格の評価】が入っております。確認ですが、提案内容の審査～評価時には、各グループの価格は伏せて審査されるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	3	2.	(6)	ア.	提案内容の評価の方法	提案内容の評価について、審査部会では絶対評価でしょうか、又は相対評価となりますでしょうかご教授ください。	公表いたしません。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

■様式集に関する質問に対する回答

No.	頁	様式	大項目	中項目	小項目			項目名	質問内容	回答
2	5		2.	(8)				改善された入札提案書に関するプレゼンテーション	今回の公募資料において、「改善された入札提案書に関するプレゼンテーション」の実施について記載されていますが、プレゼンテーションの具体的な実施方法について、詳細が不明な点がございます。 特に、発表時間と質疑応答時間の割り振り、発表者および関係者の参加可能人数、さらに会場の場所や設備（投影方法、マイク、机配置など）について、事前にご教示いただきたく存じます。 本事業は事業規模が334億円に及び、提案範囲も設計・施工・運営まで多岐にわたることから、プレゼンテーションの内容も相応に多岐にわたることが予想されます。適切な時間配分や人数調整を事前に把握することができれば、資料構成や説明の重点項目を計画的に整理することができ、円滑なプレゼン実施と発注者様との効果的なコミュニケーションにつながると考えております。 また、参加人数についても、設計・施工・運営・ファイナンス等、複数分野の担当者を同席させる必要があることから、事前の制限有無を明確にご教示いただけると準備がしやすくなります。あわせて、実施場所や形式（現地開催・オンライン併用可否など）についても、可能な範囲でご教示いただけますと幸いです。 つきましては、以下の点についてお知らせいただけますようお願い申し上げます。 プレゼンテーションの総時間と、そのうち発表・質疑応答の時間配分 参加可能人数の上限 実施場所および形式（会場所在地、設備条件） お手数をおかけしますが、ご回答いただけますと幸いです。	参加可能人数の上限、実施場所及び形式（会場所在地、設備条件）については、入札説明書第3章3.（13）改善された入札提案書に関するプレゼンテーションをご確認ください。 プレゼンテーションの時間及びその配分については、別途お知らせします。
6	9	3-2						入札参加者構成表	入札参加のグループ名と共同企業体協定書に記載する共同企業体名は統一する必要がありますでしょうか。	統一してください。
7	14	3-6						施工業務実績	入札説明書9ページ（ウ）施工業務にあたる者のうち、（d）のb. 資格要件（a）、（c）及び（f）の要件を満たし追加で参加する者の施工実績は空白で良いですか。	お見込みのとおりです。
8	14	3-6						施工業務実績	施工業務実績について、建築分野を担当する者の内、1社が施工実績有し、その実績を証明できる資料を添付すればよく、その他の建築分野を担当する者は「企業名、建設業許可番号、総合評定値」のみを記載し、施工実績の欄は斜線等を引く、もしくは欄を削除し、施工実績を証明できる資料の添付は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	14	3-6						施工業務実績	施工業務の構成企業は企業名・建設業許可番号・総合評定値の記載のみで、施工実績は不記載でよろしいですか。	入札説明書 第3章1.（2）イ.（ウ）b.（a）、（c）及び（f）の要件を全て満たす者の場合、施工実績の記載は不要です。
12	19	3-9						添付書類提出確認表	資格を証明できる資料とは、一級建築士事務所の登録を証明する資料の写し及び奈良県建設工事等競争入札参加資格を証明する資料の写しとの認識でよろしいでしょうか。	資格を証明できる資料は入札参加資格要件に記載の資格が証明できる資料の写しで差し支えありません。 ただし、奈良県建設工事等競争入札参加資格については県で確認しますので、資格を証明する書類の提出は必要ありません。
14	23	6-1						V E提案総括表	※2に想定されるリスクも記載するようにご指示があります。この内容については定量ではなく定性的なコストで見込むことで宜しいでしょうか。 例えばですが、市場関係者との協議リスクとして追加の経費を計上したら良いでしょうか。	可能な限り、定量的なコストを見込んでください。
15	26	7-1-2						入札価格内訳書	確認ですが、各項目について年度毎の出来高は【不要】との理解で宜しいでしょうか。落札者となった場合には、提案した価格を年度出来高に分解する方向でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	様式	大項目	中項目	小項目			項目名	質問内容	回答
16	26	7-1-2						入札価格内訳書	北側（買収予定地）の駐車場工事費は建築工事の外構に計上することで宜しいでしょうか。	北側用地の駐車場工事費は土木工事（駐車場整備）に計上してください。
17	26	7-1-2						入札価格内訳書	今回の公募においては、「入札価格内訳書」における記載内容として、直接仮設、土工、地業、鉄筋といった施工細目レベルでの個別内訳を必ず明示することが求められています。しかしながら、このような詳細内訳の提示を確定事項として求められることには、実務上多くの課題が生じると考えております。 本事業は、設計・施工・運営を一体で実施する大規模プロジェクトであり、実行段階では調達状況や施工環境に応じて、工程や工法、資材選定の最適化を柔軟に行う必要があります。しかし、直接仮設や土工、地業、鉄筋といった細目ごとに内訳を確定し提示する形式では、施工途中での変更や調整が困難になり、調達や施工の自由度が大きく制約されます。その結果、調達リスクや変更リスクを考慮せざるを得ず、事業者は将来の不確定要素を価格に上乗せして見積もる必要が生じ、結果的に総額が高止まりする可能性が高くなります。 さらに、細分化内訳の確定は、VE提案や創意工夫によるコスト削減の機会も損ないます。施工法や工程の工夫によるコスト最適化を行うためには、一定の裁量と柔軟な運用が不可欠ですが、詳細内訳が確定している場合には、変更するたびに個別項目ごとの協議や承認が必要となり、事業者が持つ技術提案や改善余地が実質的に封じられる状況になります。 また、これほど細かい内訳項目を積算し提出することは、事業者側にとって膨大な事務負担となり、設計・施工・運営の各分野にわたり精査とチェックが必要になるため、準備段階での作業工数が著しく増大します。これは、発注者側においても内容精査や管理負担が大きくなり、双方の事務作業が過剰になることは明らかです。特に本事業は334億円規模という大規模案件であるため、全体最適の観点からも、内訳は管理可能な範囲に集約されるべきと考えます。 同規模のPPPやDB事業においては、大括り内訳での提出が一般的であり、今回求められているレベルの細分化内訳は、他事業と比較しても過剰な要求と受け止められかねません。これにより、事業者側が慎重になりすぎること競争性が損なわれ、適正な市場価格形成が難しくなる可能性もあります。 加えて、契約後の変更協議や物価変動時の対応についても、細分化内訳の確定は実務上の問題を生みます。各項目ごとの変動理由や根拠の説明が必要となり、協議や精算に時間と手間がかかり、トラブル発生のリスクが高まることは避けられません。内訳項目を大括りとすることで、協議や精算も簡素化でき、発注者・受注者双方にとって円滑な事業運営が実現します。 以上の理由から、今回求められている直接仮設、土工、地業、鉄筋等の施工細目ごとの個別内訳については、事業全体の実行性と競争性を確保するため、内訳項目を可能な限り集約し、大括りでの提出を認めていただけますよう、強くご要望申し上げます。これは単なる作業負担軽減の問題ではなく、価格適正化、リスク分散、競争促進の観点からも極めて重要な措置であると考えております。	様式集のとおりとします。

No.	頁	様式	大項目	中項目	小項目			項目名	質問内容	回答
18	31	7-2-4						要求水準に関する誓約書	本誓約書は事業者が提案内容において要求水準を完全に満たしていること、またはそれ以上であることを誓約する形式となっています。しかしながら、この誓約内容は事業者側の実行リスクを過度に高める要因ともなり、発注者と受注者の間でトラブルにつながる可能性があります。 特に、要求水準については発注者と受注者の間で解釈の相違が生じることが想定されます。要求水準書には抽象的な表現や性能規定的な記載が含まれており、提案段階で合理的に判断し、仕様を策定した場合でも、実行段階で「要求水準を満たしていない」と発注者側から指摘される事態が起こり得ます。このような解釈の違いが、そのまま誓約違反として取り扱われることは、大きな懸念点です。 また、本事業は334億円という極めて大規模で複合的な内容を持つ案件であり、個々の要素についてすべて一律に「要求水準以上」を誓約することは、実行段階での仕様調整や柔軟な対応を著しく困難にする恐れがあります。部分的な不一致や軽微な変更であっても、重大な契約違反とみなされるリスクを抱えることとなります。 さらに、物価変動や資材調達環境の変化などにより、実行段階で施工方法や仕様を見直す必要が生じることが現実的にあり得ますが、誓約書による拘束が過度に強い場合、こうした協議も制約を受ける可能性があります。変更協議の柔軟性が確保されないことは、結果として全体工程やコスト管理にも波及的な影響を及ぼします。 また、完成検査時や出来形検査時に、事前協議なく発注者が「要求水準未達」と判断した場合、瑕疵扱いされ、補修や再施工を求められるリスクも否定できません。これにより、事業者側には重大な損害賠償リスクが発生する恐れがあります。 さらに、VE提案や創意工夫によるコスト縮減についても、要求水準を厳格に担保する誓約を前提とする場合、提案段階や実行段階での技術的創意が制約され、競争力や柔軟な提案力が損なわれる懸念もあります。 以上の事情を踏まえ、発注者と受注者双方が円滑な協議を行い、健全な契約関係を構築するためにも、「要求水準に関する誓約書」の内容については、実行段階での協議や柔軟な対応が可能となるような趣旨を追記させていただきたく、ご了承をお願い申し上げます。	様式集のとおりとします。
19	32 45	7-3 ～ 7-11 -5							正本1部には構成企業名がわかる一覧表を最初のページに付けることで宜しいでしょうか。内容については副本と同様（構成企業名等はA社、B社・・・）となります。	入札参加者番号で確認するため、構成企業名がわかる一覧表は必要ありません。
20	39	7-10						賑わいエリア整備事業に関するアイデア	アイデア提案について「A3×3枚以内」となっておりますが、【A3×1枚以内】に変更できないでしょうか。配点25点となっており、他の様式とアンバランスと考えますがご配慮いただけたら有難いです。	様式集のとおりとします。 なお、3枚以内のため、1枚の提出であっても問題ありません。
21	43	7-11-4						配置予定責任者調書	様式7-11-4「配置予定責任者調書」における統括管理責任者の「資格欄」について、要求水準書および事業契約書案では、統括管理責任者については「代表構成企業の社員であること」および「本事業の趣旨・内容を十分理解していること」とされており、特定の国家資格や技術資格についての必須要件は明記されておりません。しかしながら、様式7-11-4の記載要領には「必要と思われる資格を記載してください」との案内があり、資格証明書の添付も求められております。 この点について、統括管理責任者の資格欄には、どのような記載を行うべきかご確認させていただきたく存じます。	資格の要件は問いません。 本事業において必要と思われる資格がある場合は、当該資格を記載し、証明する書類を添付してください。

No.	頁	様式	大項目	中項目	小項目			項目名	質問内容	回答
22	44	7－11 －5						図面集	(7) イメージパースについて、賑わいエリア部分は「白紙」とする旨の記載がございますが、この点について、削除または見直しをご検討いただきたく、質問を申し上げます。 今回の落札者決定基準を拝見いたしますと、市場エリアと賑わいエリアの「一体的な整備」や「親和性のある計画」が、評価項目の中で重要な位置付けとされております。具体的には、配置計画や動線計画などの評価において、市場エリア単体ではなく、賑わいエリアと調和した形での提案が求められており、両エリアを一体的に考慮した整備が求められております。 また、評価項目の中には、賑わいエリア整備事業に関するアイデアも含まれており、「親和性のある一体的な整備の視点」を持った提案が求められています。しかしながら、イメージパースにおいて賑わいエリアを「白紙」とする取扱いでは、こうした一体的整備の視点を視覚的に表現することができず、提案内容を適切に評価していただくための資料として不足が生じる懸念がございます。 さらに、落札者決定基準には、賑わいエリアに関する提案を「今後の整備事業の検討資料として活用する」との記載もございますが、イメージパースで賑わいエリアを白紙としてしまうと、配置や景観、動線計画の視覚的イメージが共有できず、今後の都市計画や事業検討にも十分に活用いただけなくなる恐れがあります。 加えて、事業実施方針の中でも、市場エリアと賑わいエリアの親和性を考慮した整備方針が求められており、提案資料全体で一貫した内容とする必要がございます。イメージパースだけが白紙となりますと、計画概要書やアイデア提案書との整合性が取れず、提案全体の一貫性が損なわれる恐れがございます。 以上の理由から、様式7-11-5 図面集 (7) イメージパースにおける「賑わいエリア部分は白紙とする」との記載については、削除もしくは見直しをご検討いただきたく、お願い申し上げます。全体提案の整合性を確保し、事業の円滑な推進と適正な評価を実現するためにも、ぜひご配慮賜りますようお願い申し上げます。	様式集のとおりとします。 なお、様式7－10 賑わいエリア整備事業に関するアイデアにて市場エリア及び賑わいエリアを含む敷地全体のイメージパースを求めています。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

■基本協定書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁		条	項	項目名	質問内容	回答
2					全般	平成23年より、国等の公共事業に関する契約書において、発注者を「甲」、請負者を「乙」とする呼称は、発注者が受注者に優位するとの印象を与えている恐れがあるため、「甲」・「乙」の略称表記を廃止し、「甲」を「発注者」、「乙」を「受注者」と表記とされています。 事業契約書（案）では、「発注者」、「受注者」と表記されていますが、「基本協定書（案）」＜特別目的会社（ＳＰＣ）用＞及び＜共同企業体（ＪＶ）用＞では、甲乙となっています。「基本協定書（案）」は、「発注者」、「受注者」の表記になるのではないのでしょうか。	基本協定書（案）のとおりとします。 基本協定書の締結時点では受注者ではないため、甲乙の略称表記としています。
3	3	J V	第7条		業務の委託等	7条の記載内容につきまして、本事業の受注者が統括管理業務、設計業務、工事監理業務、施工業務、解体業務、移転業務、備品調達業務およびその他の業務を、自らの実施体制にて実施することを求めています。 一方で、本事業は334億円規模に及ぶ大規模事業であり、その中心は市場棟建設や物流施設整備、解体造成など、設計・施工を主体とする業務にございます。移転業務や備品調達業務については、事業全体の構成比率から見ても比較的小さい範囲に位置付けられており、事業実施の主たる部分とはやや性質が異なる部分でございます。 また、移転業務は、関係事業者様との移転調整や物流管理を伴い、専門的な移転コンサルタントや物流業者のノウハウを活用することが一般的と承知しております。備品調達業務につきましても、市場運営用の什器や特殊設備の調達・納入管理は、通常の設計・施工業務とは異なる専門性を要するものでございます。 こうした状況を踏まえますと、移転業務および備品調達業務につきましては、建設JVの実施体制内で直接実施することを前提とするのではなく、専門業者への委託を念頭に、JVは全体の統括管理のみを担う形でご対応いただくことが、実行上もより円滑ではないかと考えております。 つきましては、移転業務および備品調達業務については、受注者による直接実施の対象業務から除外する方向で、ご検討を賜えますと幸甚に存じます。	基本協定書（案）のとおりとします。
4	4	J V	第13条	第1項	本協定の有効期間	第13条1項では、「事業契約の締結に至る可能性がないと甲が判断した場合は、基本協定を解除できる」との記載がございます。事業推進上、発注者である奈良県様におかれましては、予期せぬ事象や社会状況の変化、地域ニーズへの対応など、事業環境の変動に柔軟に対応するため、一定の裁量を保持される必要があることについては、私どもも十分に理解しております。 一方で、受注者側としましては、本事業は設計・施工一括で推進する極めて大規模な案件であり、提案準備や資源投入の段階から相応の体制構築が求められることから、事業契約の締結に至らない場合のリスクについても慎重に管理する必要があります。特に、「甲が必要と認める場合」という判断基準が明確でないまま協定解除が行われる可能性がある、受注者側としては、事前のリスク評価や体制整備が困難となる恐れがございます。 この点は、発注者・受注者双方にとっても、認識の相違による協議の長期化やトラブル発生の要因になり得るものと考えております。 つきましては、「事業契約の締結に至る可能性がないと甲が判断する場合」とは、具体的にどのような事由を想定されているのか、可能な範囲でご教示いただけますと幸いです。たとえば、地域関係者との協議結果による変更、法令改正、事業用地に関する制約、災害リスクや財源措置の状況などが該当するのか、ご示唆いただければ、事業者側も実行体制やリスク対応を適切に整えることができますし、事業の円滑な推進と、協定締結後の協議負担の軽減のためにもなります。また、判断がなされた場合の協議手順や、費用・体制整備にかかる調整についても、あわせてお示しいただければ幸いです。	概ね想定されている内容のとおりですが、協議内容により、その手続きや対応等は変わってくるため、現時点では具体的にお示しできません。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

■基本協定書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁		条	項	項目名	質問内容	回答
5	5	J V	第 1 3 条	第 2 項	本協定の有効期間	第13条第2項では、「本条の規定は、本協定の有効期間の満了後もなお有効とする」とされており、協定期間終了後も計画の見直しや業務内容の変更等について協議の対象となることが明記されております。長期的な事業運営や、関係者との調整状況を踏まえると、このような規定が必要であることについては、十分に理解しております。 一方で、協定期間終了後に変更協議が発生した場合、追加の業務対応や調整作業が発生することが想定され、その際の費用負担や協議の進め方について明確な基準がない場合、受注者側としてはリスクを過度に見込まざるを得ず、結果として提案価格や事業実行上の負担に影響が出る懸念がございます。 そのため、協定期間終了後における計画変更や業務変更に関する協議が発生した場合の費用負担や、協議手順について、可能な範囲で明確化をお願いしたく存じます。たとえば、変更協議が成立した場合には、追加費用や工期延長について別途協議のうえ取り決めることを前提とする旨、また協議は誠実に行うこととし、協議開始から一定期間内に結論を目指すといった基本的なルールを定めていただけますと、受注者側も実行体制やリスクマネジメントを適切に整えることが可能となります。 事業の円滑な推進と、発注者・受注者双方の実行性確保のためにも、ぜひご検討いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。	基本協定書の有効期間は基本協定締結日から事業期間の末日までとしています。なお、事業期間とは事業契約が締結されるまでは入札説明書等に記載された本事業の事業期間をいい、事業契約が締結された後は事業契約で定められた本事業の事業期間をいいます。 そのため、協定期間終了後における計画変更や業務変更は発生しないと考えています。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	節	条	項	号	項目名	質問内容	回答
2							全般	『合理的』という表現が契約書120条のうち31条で47回使用されており、条文案数から見ても高頻度です。この頻度は、一般的な国土交通省の標準約款と比べても特異性があります。主な記述として、「合理的な増額費用」、「合理的な裁量」、「合理的な事業期間」、「合理的な理由」、「合理的に満足する様式」、「合理的に見込まれる」、「合理的な説明」、「合理的な頻度」、「合理的な損害額」です。 同語の使用が多岐にわたることで、条文の解釈にばらつきが生じる可能性がございます。契約条項における『合理的』という表現の使用について一考いただけますと幸いです。	事業契約書（案）のとおりとします。
3	2	第1章		第6条	第1項		費用負担及び本事業の資金調達	第6条第1項では、本事業の実施に関する一切の費用について、統括管理業務、設計業務、工事監理業務、施工業務、解体業務、移転業務、備品調達業務及びその他の業務に加え、「これらに付随・関連する一切の費用を含む」と規定しております。この点について、受注者としては、以下のような実務上の懸念がございます。 まず、「付随・関連する一切の費用」という文言が非常に広範であるため、具体的にどの範囲までを含むかが不明確であり、事前に想定していない費用まで負担対象となるリスクがございます。たとえば、関係者説明会の費用、認可取得に伴う追加対応費用、市場事業者との調整対応費用などが含まれるのか判断が難しい状況です。 また、本来行政側が対応すべき公共性の高い業務に関するコストや、事業の施工範囲外の調整費用まで負担対象とされる場合、受注者側のリスクが過度に大きくなります。加えて、資材費・人件費の高騰などによる価格変動リスクについても、「一切の費用」という規定によって、物価変動条項等でカバーされない場合、受注者が全面的に負担することになりかねません。 さらに、資金調達も受注者負担とされていることから、金利上昇等による資金調達コストの増加もリスクとなります。長期プロジェクトにおいては、金利動向の予測は困難であり、これが事業全体の収支に与える影響も大きくなります。また、災害対応や社会情勢の変化に伴う不測事態対応費用についても、全て「付随費用」とされてしまうと、予見できない費用まで事業者負担となり、結果的に適正なリスク分配が損なわれることも懸念しております。 以上のリスクを踏まえまして、以下の対応についてご検討をお願い申し上げます。 ひとつは、「付随・関連する一切の費用」の範囲について、具体的に想定される項目の例示を事前にお示しいただくことをご検討いただけないでしょうか。これにより、事前のリスク評価と適正な価格設定が可能になります。 また、予見困難な事象に関しては、別途協議の上、費用負担について公平に調整できる仕組みを設けていただければと存じます。たとえば、法令改正、資材価格の著しい変動、災害発生、社会的情勢変化などについては、協議により負担区分を整理する条項を設けていただくことが、事業実行上も望ましいと考えております。 さらに、資金調達に関するリスクについても、極端な市場変動が発生した場合には、協議の余地を残していただくことをご検討いただけますと幸いです。 本事業を円滑かつ安定的に遂行するためにも、事業リスクと実行性を両立させるためのルール整備について、ご配慮を賜れますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。	付随・関連する一切の費用とは、本事業の完遂に必要な費用という意味で記載しており、具体的にはお示しできません。 予見困難な事象については、法令等の変更、不可抗力、物価変動等、各リスクについて事業契約書（案）に規定するとおりです。事業契約書（案）に規定されていない事由については、第118条に規定するとおり協議します。 資金調達に関するリスクについても事業契約書（案）に規定するとおりです。
5	3	第1章		第6条	第6項		費用負担及び本事業の資金調達	「発注者は、本事業契約の定めるところにより受注者に生じた増加費用又は損害を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、当該負担の全部又は一部に変えて要求水準書を変更することができる。」の条項に記載がある「当該負担」は、「当該負担額」ではないでしょうか。	増加費用又は損害の負担であり、費用の負担だけではないため、「負担額」とはしていません。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	節	条	項	号	項目名	質問内容	回答
7	3	第1章		第6条	第8項		費用負担及び本事業の資金調達	本条項では、物価変動や社会情勢の変化等に伴う資材価格や労務費の調達困難が生じた場合、30日以内に発注者と受注者で協議を整えることが求められ、それが整わない場合には受注者が工事内容の変更等を提案できるとされています。 この規定は、協議の長期化による事業停滞を防止するための重要な条項であり、特に物価高騰や供給不安の続く昨今において、事業継続性を確保するためには一定の協議期限を設ける必要があることについては、私どもとしても十分理解しております。 一方で、本事業は単なる施設整備ではなく、市場再整備という公共性の高い事業であり、特に市場関係者の皆様との丁寧な合意形成や、関係者間の細やかな調整が求められる事業です。施設計画や業務内容の変更は、市場の運営や事業者の営業継続に直結する問題であるため、通常の公共工事と比べても、慎重な協議・調整が必要となる場面が多くなることが想定されます。 こうした事業特性を踏まえ、30日以内という一律の協議期限では、関係者調整や行政内部協議を含めた現実的な調整プロセスに対応しきれないケースも考えられます。特に、市場事業者の方々との合意形成には、時間をかけて誠実に対応することが不可欠です。 そこで、30日という協議期間の趣旨を尊重しつつも、市場再整備事業の特殊性に鑑みて、協議期限について柔軟な運用または緩和措置をご検討いただけないかご相談させていただきたく存じます。たとえば、協議開始から30日経過時点で進捗を共有し、その時点でなお関係者協議が継続している場合には、双方協議の上で協議期限を延長できる仕組みを設けていただくなどの対応が考えられます。 事業の円滑な遂行と、関係者の信頼関係維持のためにも、ぜひご配慮いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。	事業契約書（案）のとおりとします。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	節	条	項	号	項目名	質問内容	回答
9	5	第1章		第11条	第1項		責任の負担	本条項では、受注者が本事業の履行に関連して発生する一切の損害について責任を負うことが明記されており、また、奈良県様は一切の責任を負わない旨が記載されています。この条文は、事業を円滑に推進するうえで受注者が一定の責任を負うことを明確化するものであり、その趣旨は理解しております。 一方で、本事業は334億円規模に及ぶ大規模かつ複合的な事業であり、市場棟の整備だけでなく、移転や関連業務も含む長期にわたる事業となります。この特性を踏まえ、と、「一切の責任」という包括的な表現については、以下のような実務上の懸念とリスクがございます。 まず、責任範囲の過剰拡大リスクです。第11条では「一切の責任」とされておりますが、どの範囲までが対象となるのか明確な限定がされていないため、受注者にとっては、予見不能な事象や間接的損害についても責任を負う可能性があります。 次に、第三者からの損害賠償リスクです。本事業は市場事業者や物流事業者など、多くの関係者と密接に関わる事業です。工事の実施や移転業務に伴う営業損失や間接損害（逸失利益等）についても、条文上は受注者側に過度な負担が発生するリスクがあります。 また、不可抗力事象についても懸念がございます。事業契約書内には第95条、104条、105条等で不可抗力時の取り扱いについて「別段の定め」がございますが、第11条との関係が完全には明示されておらず、災害や社会情勢変動による事業影響についても責任追及されるリスクが残る可能性があります。 さらに、保険適用外リスクも想定されます。市場関係者の営業損害や信用毀損などは、建設工事保険や賠償責任保険で十分にカバーできない場合もあり、受注者が保険外リスクまで負う構造になると、事業継続に影響が生じかねません。 加えて、長期リスクも懸念されます。本事業は移転業務や運営開始準備も含むため、事業完了後に問題が発生した場合でも「一切の責任」という文言が残ること、長期にわたる責任問題が生じる可能性があります。 これらのリスクを踏まえ、発注者である奈良県様と受注者側が、円滑かつ健全に事業を推進するためにも、以下の改善についてご検討をお願いしたく存じます。 まず、「一切の責任」という表現につきましては、受注者の故意または過失による損害に限定することをご検討いただけないでしょうか。これにより、予見困難な事象や不可抗力については、責任範囲から明確に除外できます。 また、不可抗力事象については、既に第95条や104条、105条等で「別段の定め」がございますので、これらと第11条の関係を明確に整理していただき、不可抗力時には責任を負わないことを明示いただけますと幸いです。 さらに、第三者からの逸失利益や間接損害については、責任の対象外とする旨を明文化いただきたく存じます。あわせて、損害賠償責任の上限について、契約金額の一定割合までとする「責任キャップ」の設定をご検討いただけないでしょうか。これにより、適正なリスク分担が実現できるものと考えております。 また、保険適用範囲との整合性についても、事前にお示しいただけますと、受注者側としても保険加入内容を適切に準備することができます。 本事業は、奈良県様と受注者側が一体となって、市場関係者や地域の皆様とともに進める重要なプロジェクトです。責任範囲を明確化することは、発注者・受注者双方にとってリスクを可視化し、信頼関係を保ちながら円滑に事業を進めるためにも重要と考えております。 つきましては、上記の観点についてご検討いただき、適切な整理・ご教示を賜りますようお願い申し上げます。	事業契約書（案）のとおりとします。
10	6	第2章		第16条			本事業用地の使用	建物の立退きは発注者にて実施という理解でよいでしょうか。またその旨契約書上に明記することは可能でしょうか。	入居者の立ち退きは発注者にて実施します。
14	10	第4章	第1節	第28条	第4項 第5項		総括管理責任者	第5項は変更の申出・協議の条項で、一方第4項は協議の合意の条項になります。そのため、第5項は第4項の前に入れるべきではないでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。 なお、第3項は、受注者は発注者の事前の承諾なしに統括管理責任者を変更してはならない旨の規定であり、それを受けた第4項において発注者が事前に承諾する条件を規定しています。第5項は発注者が統括管理責任者の変更を希望する場合の規定です。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	節	条	項	号	項目名	質問内容	回答
16	14	第5章	第2節	第46条	第2項		設計業務の実施	各個別業務に対して、第42条で年度業務計画書の作成、第38条で年度業務計画書の提出が規定されています。一方、設計業務に関しては、第46条で、設計業務計画書の提出、変更が規定されていますが、作成は規定されていません。設計業務計画書の作成は、どのような取り扱いになるのでしょうか。たとえば、設計業務計画書の作成は、設計業務に係る年度業務計画書の作成に含まれると理解して宜しいでしょうか。 同様に、第50条の施工業務計画書、第60条の工事管理業務計画書、第63条の解体業務計画書、第73条の移転業務計画書、第76条の備品調達業務計画書も、各々の年度業務計画書と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	15	第5章	第2節	第48条	第4項		基本設計図書及び実施設計図書の提出	「発注者の完成確認を受けなければならない。」とあります。施工業務の完成確認は第59条、解体業務の完成確認は第70条に、それぞれ規定されていますが、設計業務の完成確認について、第59条や第70条のような規定はありません。設計業務の完成確認については、どのような規定になるのでしょうか。同様に、移転業務、備品調達業務の完成確認についても、ご教示をお願いします。	設計業務の完成確認については第48条第4項に、移転業務の完成確認については第75条第2項に、備品調達業務の完成確認については第78条第2項に、それぞれ規定しています。 なお、完成確認の手法等については要求水準書のとおり協議により決定します。
20	15	第5章	第2節	第49条	第2項		設計図書の変更	「・・・する場合のほか、・・・場合を除き」と規定されていますが、条文として、「受注者は、前条に定める場合および発注者の事前の承諾を得た場合を除き、設計図書を変更することはできない。」ではないのでしょうか。さらに、「発注者の事前の承諾を得た場合」と規定がありますが、どのような場合でしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。 なお、発注者の事前の承諾を得た場合とは、発注者からの指摘により、又は受注者自ら設計図書に不備・不具合等を発見したとき以外で、受注者が提案した設計図書の変更に対して発注者が事前に承諾した場合等を想定しています。
23	17	第5章	第3節	第53条	第6項		新施設の施工に伴う近隣対策	「発注者が行う業務」とありますが、具体的にどのような業務でしょうか。	市場の管理・運営に伴う業務等を想定しています。
24	18	第5章	第3節	第55条	第1項		工事材料の品質及び検査等	「中等」の具体例をお示しねがいます。	JIS規格に適合したものの又は、これと同等以上の品質を有するもののことをいいます。
25	18	第5章	第3節	第55条	第3項		工事材料の品質及び検査等	「工事監理業務の承諾」とありますが、業務責任者、管理技術者、又は担当技術者、いずれの承諾でしょうか。	工事監理業務にあたる者の承諾であり、業務責任者、管理技術者又は担当技術者のいずれかの承諾を特定するものではありません。 なお、「工事監理業務の承諾」を「工事監理業務にあたる者の承諾」に修正します。 第55条第2項及び第62条も同様に修正します。
26	18	第5章	第3節	第56条	第1項		発注者の立会い及び工事記録の整備等	「又は」が2回、「調合」が3回、「見本検査」が2回、「立ち合い」が2回使用されており、文章の構成や意味が正確に理解できません。わかりやすい条文にして頂けないでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。 なお、『公共工事標準請負契約約款』（昭和25年2月中央建設業審議会決定）と同様の取扱いです。
27	18	第5章	第3節	第56条	第3項		発注者の立会い及び工事記録の整備等	条件と義務が混在し、文の主たる義務が何であるかが一読で掴みづらく、文章も長い状態で、条文が正確に理解できません。わかりやすい条文にして頂けないでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。 なお、『公共工事標準請負契約約款』（昭和25年2月中央建設業審議会決定）と同様の取扱いです。
28	18	第5章	第3節	第56条	第5項		発注者の立会い及び工事記録の整備等	「この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し」とありますが、「又は」が2回使用されており、条文が正確に理解できません。わかりやすい条文にして頂けないでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。 なお、『公共工事標準請負契約約款』（昭和25年2月中央建設業審議会決定）と同様の取扱いです。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	節	条	項	号	項目名	質問内容	回答
31	24	第5章	第5節	第72条	第1項		工事監理者の設置	第61条は施工業務に対する工事監理業務、第72条は解体業務に対する工事監理業務に関する規定として、事業契約書にあります。 第61条及び第72条の法的・契約的な意図は、工事監理の中立性と客観性を確保することであり、工事監理者の属する企業が施工業務(解体業務)を行う企業と資本・人事面で関連している場合、利益相反の懸念が生じるため、これを排除する条項と理解しています。 施工業務に対する工事監理業務は、入札説明書で第61条に関する記載があり、さらに要求水準書でも、施工業務に対する工事監理業務は、第61条の趣旨を踏まえて、施工業務との兼務ができる旨の記載はありません。 一方、解体業務は設計、工事監理、解体工事とされ、要求水準書p24の業務体制図のイメージでは、解体業務の業務責任者の配下に、工事監理管理技術者が配置される構成になっています。また要求水準書p52 ウ. 業務体制 「b業務責任者は、施工業務の業務責任者、監理技術者及び現場代理人と兼務することができ」と記載があり、解体業務の業務責任者は、施工業務の業務責任者を兼務することができます。施工業務の業務責任者が解体業務の業務責任者を兼務した場合、その配下に工事監理管理技術者が配置されている状況になり、事業契約書第72条の趣旨を踏まえると齟齬があります。入札説明書に第72条の記載がない点からも、第61条と比較すると、不整合な点があり、第72条は必要な条項とお考えでしょうか。	施工業務責任者と解体業務責任者が兼務した場合であっても、その配下にあたる、解体業務の工事にあたる者と解体業務の工事監理にあたる者が資本面又は人事面において関連がないことを求めることで工事監理の中立性と客観性を確保できると考えています。 そのため、第72条は必要な条項と考えています。
32	24	第5章	第6節				移転業務	移転業務の全てを第三者に再委託することは認められるか。	移転業務は個別業務に該当するため、事業契約書（案）第7条のとおり、業務の全てを第三者に再委託することはできません。
33	25	第5章	第7節				備品調達業務	備品調達業務の全てを第三者に再委託することは認められるか。	備品調達業務は個別業務に該当するため、事業契約書（案）第7条のとおり、業務の全てを第三者に再委託することはできません。
35	31	第8章	第2節	第92条	第5項		受注者の責めに帰すべき事由による契約解除等	・条件句として「～した場合において」「～が存在する場合」「この場合」「残額がある場合」と5回も「場合」が登場し、条件の対応関係が混み入っています。また「かかる相殺後、～の場合」という一文は、主語が省略されており、文の曖昧さを感じます。 条文として、以下のような意味で宜しいでしょうか。 発注者が第2項第1号に基づき本事業契約の解除を選択し、本事業の出来形部分が存在するときは、発注者は当該出来形部分を検査の上、その全部または一部を買受けることができる。この場合、出来形部分に相応する契約代金相当額の買受代金について、発注者は、前項に定める違約金および損害賠償請求権に係る金額と対当額で相殺することができる。 相殺の結果、買受代金に残額があるときは、発注者はその残額を受注者に支払わなければならない。また違約金および損害賠償請求権に係る金額に残額があるときは、受注者がその残額を発注者に支払わなければならない。	お見込みのとおりです。
36	40	第13章		第117条			遅延利息	今回公告された奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）事業契約書の第117条（遅延利息）について、従来の奈良県の公共事業に関する契約書において、延滞利息の利率は、奈良県規則に基づき年10.75%とされています。今回、公告された事業契約書における第117条（遅延利息）は、国および他府県で広く採用されている（遅延利息）条項と同じ条項となっており、この条項による利率は、現在2.5%と認識しています。この利率設定は、奈良県が50年以上にわたり維持してきた条項の利率とは異なる内容であり、契約書の条項として公式に示された点において、重要な変更と受け止めておりますが、宜しいでしょうか。	本事業についてのみの適用とします。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■共同企業体の構成に関する協定書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
2					全般	本協定の当事者が県となるものではありませんが、修正は可能でしょうか。	共同企業体の構成に関する協定書（案）を参考に作成してください。